

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画  
平成30年度事業 点検・評価調書

4-I-22

4-I-22

章 節	第4章 世界遺産登録に向けた来訪者の受入体制整備	取組項目	立入可能・禁止区域の明示
	I.アクセスルートの整備・来訪者の誘導等		
事業(施策)名	22 立入禁止区域等の明示 (遺跡近隣、住宅地)	事業主体	佐渡市世界遺産推進課
	事業実施期間	関連団体	佐渡市観光振興課
事業概要	【事業目的】	○遺跡近隣の立入可能・禁止区域を明示することにより、来訪者の安全確保、地域住民の日常生活維持等を図る。	
	【事業内容】	○来訪者の安全と地元住民の生活確保のため、立入禁止や規制を検討し、看板等を設置する。	
30 事業 計画 と 実績	【30年度計画】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既設立入禁止表示看板の設置状況を確認し、西三川砂金山の車両進入止サインを6基設置する。</li> <li>●ホームページを利用して、立入禁止区域の存在について周知を行う。</li> </ul>	
	【30年度実績】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●見学マナー醸成用のチラシを関係施設等に設置したほか、ガイダンス施設開館イベントの周知に伴いホームページ上に公開した。</li> <li>●関係機関と協議のうえ、西三川砂金山の車両進入止サインの設置は取止めとした。</li> </ul>	
課題・ 今後の 取組	【課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き、来訪者に向けた見学マナーの周知徹底を図る必要がある。</li> <li>■西三川砂金山への車両進入を抑止するため、来訪者への注意喚起等の対策を検討する必要がある。</li> </ul>	
	【今後の取組】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ガイダンス施設等で見学マナーの周知徹底を行う。</li> <li>■ホームページなどを利用して、立入禁止区域の存在について周知を行う。</li> </ul>	
事業 評価	【事業の達成度】 [ a ● b ・ c ]	◇看板設置事業は取りやめとなったが、他は計画どおり目標を達成できたことからBとした。	
	【事業実施の効果】 [ a ● b ・ c ]		
	【総合評価】 [ A ● B ・ C ]		

a: 進んでいる。高い。  
b: 概ね順調。概ね適切。  
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。  
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。  
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。